平成２２年（フ）第１４０号
福岡県宮若市磯光1629番地１
債務者　菊田　徹也
１　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安武雄一郎
４　破産債権の届出期間　平成23年２月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午前10時
６　免責意見申述期間　平成23年４月15日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第３号
群馬県利根郡昭和村大字糸井7444番地２
債務者　篠田　　稔
１　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋爪　　健
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第４号
群馬県利根郡昭和村大字糸井7444番地２
債務者　篠田きく枝
１　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　橋爪　　健
４　破産債権の届出期間　平成23年３月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月18日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２３年（フ）第１号
島根県仁多郡奥出雲町小馬木750番地
債務者　種村　正人
１　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　福島　　薫
４　破産債権の届出期間　平成23年２月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８５号
岡山県倉敷市真備町上二万2700番地１
債務者　山邉　道文
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上西　芳樹
４　破産債権の届出期間　平成23年３月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月21日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１７７１号
広島市西区古江上２丁目430番地の１　コンチェルト　パーク古江703
債務者　小西　泰介
１　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　神原　多恵
４　破産債権の届出期間　平成23年２月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月19日午後３時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３１１７号
名古屋市中川区戸田西３丁目1913番地
債務者　太田　良治
１　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川　哲治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後３時45分
５　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３１１８号
名古屋市中川区戸田西３丁目1913番地
債務者　太田ひとみ
１　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉川　哲治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月24日午後３時45分
５　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８号
兵庫県南あわじ市北阿万伊賀野1371番地８
債務者　上田　寛幸
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富本　和路
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年３月14日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１３０号
福岡市早良区百道浜１－５シーサイドももちイーストステージ５－607、住民票上の住所　福岡市早良区百道浜４丁目31番１－2002号
債務者　中村　　誠
１　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古屋　勇一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月28日午後２時15分
５　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６８号
京都府舞鶴市倉梯町26番地９－２号
債務者　西村　健造
１　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第３３８７号
福岡市東区みどりが丘３丁目９番16号
債務者　田代　弘光
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　黒木　和彰
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月10日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１号
北海道滝川市朝日町西１丁目４番14号
債務者　吉田　好美
１　決定年月日時　平成23年１月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大箸　信之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第９５２号
岡山市北区牟佐815番地１
債務者　藤原　浩二
１　決定年月日時　平成23年１月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙﨑　和美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月22日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３６号
熊本市長嶺南１丁目５番23号　メゾンＮＡＧＡＭＩＮＥ403号
債務者　立川　　忍
１　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津留　　清
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第９３７号
熊本市長嶺南１丁目５番23号　メゾンＮＡＧＡＭＩＮＥ403号
債務者　立川　美穂
１　決定年月日時　平成23年１月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　津留　　清
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月23日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部